

ペーパーレスニュース

発行No.PL-121

発行日 2015年11月12日

発行者:日本知的財産協会
情報システム委員会

テーマ	電子出願ソフトに関する重要なお知らせ
<p>2015年10月に、特許庁から下記の連絡がありましたので、お知らせいたします。</p>	
<p>1. インターネット出願ソフト(平成27年12月版 Ver.[i2.50])の仕様について(システム開発室より)</p>	
<p>ダウンロード開始: 2015年12月25日</p>	
<p>リリース: 2015年12月27日</p>	
<p>内容</p>	
<ul style="list-style-type: none">● マイナンバー制度 個人番号カード対応● 証明書ストア/ICカードの選択方法の変更 デフォルトでは起動時に毎回選択。選択画面が不要な場合は環境設定の「認証」タブの「証明書モード」で選択。● 認証局サービス名の選択箇所の変更 選択箇所を環境設定画面から、起動時の本人認証画面に変更。● 受領書によるアクセスコードの通知 2016年3月末より、全ての特許願、実用新案登録願に対し、受領書でアクセスコードが通知される(オンラインで受領書を受信した場合のみ)。 WIPOへのアクセスコード付与請求書提出が不要となる。 アクセスコードがわからなくなった場合は、アクセスコード付与申請書を提出する。この場合、新しいアクセスコードが付与され、受領書に付与されたアクセスコードは無効となる。 [i2.40]以前の出願ソフトではアクセスコードが正しく表示されない。この場合、アクセスコード付与請求書提出が必要。● 出願ソフト⇄特許庁間の通信プロトコルの変更 プロキシがTLS1.0を通さない場合はネットワーク管理者に設定変更を依頼すること。	
<p>★アクセスコードは個々の出願書類ではなく、受領書に表示されます。代理人との間で運用手順の確認が必要と思われます。</p>	
<p>2. 次期 PCT-SAFE の受け入れ予定等について(国際出願室より)</p>	
<p>(1)次期 PCT-SAFE の受け入れ予定について</p>	
<p>現在特許庁で受け入れている PCT-SAFEのバージョンは Build244。次期受け入れバージョンの変更時期は平成28年3月末の予定。</p>	
<p>(2)PCT Direct サービスの開始について</p>	
<p>RO/EPへの出願においてのみ利用可能であった「PCT Direct」がそれ以外の出願でも利用可能になった。Build244においては、Contents 画面で「OTHER:」を選択し、入力欄に「PCT Direct」を記入した上で Add を押し、イメージファイル(JPEG、TIFF)を添付する。</p>	

(3)料金改正情報について(リマインド)

Build244 には平成27年9月1日の料金改定情報を含んでいないので、電子出願願書の作成前に手数料テーブルの変更が必要。

(4)その他

インターネット出願ソフトで英語によるPCT国際出願に対応できる機能が平成28年10月にリリースされる予定。このリリースに伴い、PCT-SAFEでのRO/JPに対する出願は平成28年12月末で受付終了。正式な時期等が決まり次第通知。PCT-SAFE による国際出願を平成29年1月以降も継続利用する場合は、国際事務局等へ出願すること。

★PCT-RO に関する情報は下記URLを参照してください。

<http://www.pctro-inet.jpo.go.jp/index.html>

3. 予納残高通知について(出願課より)

インターネット出願ソフト利用者に対する書面による予納残高通知を原則として終了する。実施時期は平成28年3月分の予納残高通知(4月発送)からの予定。

(1) 書面での送付が行われない者

予納残高通知の作成日に於いて、電子証明書の残高有効期間が1ヶ月以上の者。

(例)平成28年4月1日に予納残高通知を作成する場合に、電子証明書の有効期間が5月30日までの者。

(2) 書面での送付が行われる者

予納残高通知の作成日において、電子証明書の残存有効期間が1ヶ月未満の者。

(例)平成28年4月1日に予納残高通知を作成する場合に、電子証明書の有効期間が3月31日の者や、4月15日の者。

(3) オンライン予納紹介が可能な範囲

平成28年4月1日から、オンライン予納照会で照会可能な範囲が「照会日から1ヶ月前の同日まで」から、「照会日から前月1日まで」となる。

(※初稿掲載時、「照会日から前日1日まで」と記載していましたが、「照会日から前月1日まで」が正しいです。訂正してお詫びします。2015/11/13)

★特許庁より送付される予納残高通知に基づいて予納残高の管理を行っている場合、業務手順の見直しが必要です。

【その他】

電子出願ソフトサポートサイトには既に下記の情報も掲載されていますので、あわせてご参照ください。

- インターネット出願ソフトの使用 OS に関する注意(Windows 10関係)
- 住民基本台帳カード 公的個人認証サービスをご利用の方へ
- マイナンバー制度 個人番号カードについて
- インターネット出願ソフト[i2.30]をご利用の方へ

以上

[委員会担当:森田]

